

障害のある学生修学支援マニュアル
(令和 8 年度版)

福 山 大 学
障害のある学生対応委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 基本方針	2
3. 障害に関する基本的な考え方	2
(1) 障害者差別解消法とは	2
(2) 障害のある学生とは	2
(3) 合理的配慮とは	3
4. 障害のある学生への支援体制	4
(1) 支援体制について	4
(2) 障害学生支援室	4
5. 支援の流れ	6
(1) 入学前・受験時・入学手続き後	6
(2) 修学支援	8
(3) 進路・就職支援	9
(4) 学生生活全般に係る支援	10
6. 災害時の対応について	13
7. 施設・設備に関する配慮	15
8. 障害のある学生支援 Q&A	17
9. 合理的配慮申請に関する書類	18
10. 資料：規則・ガイドライン等	24

1. はじめに

障害のある学生修学支援マニュアル（以下「本マニュアル」という。）は、障害のある学生が大学での学修や学生生活をより円滑に進められるよう、必要な支援や合理的配慮の考え方、そして手続きの流れを分かりやすくまとめたものです。障害のある学生が他の学生と同様に教育を受ける機会を確保し、安心して学びに取り組むためには、学生本人・教職員・大学の関係部署が共通理解を持ち、協力して取り組むことが欠かせません。

大学における「障害のある学生への支援」は、特別な優遇を提供するものではなく、修学における不利な条件を取り除き、学びのスタートラインを整えるための調整です。そのため、福山大学（以下「本学」という。）では「合理的配慮」の考え方に基づき、学生一人ひとりの状況やニーズを丁寧に確認し、修学の本質を損なわない範囲で必要な配慮を検討しています。こうした取り組みは、障害を“個人の問題”ではなく“社会的な問題”としても捉え、環境を整えていくという現代的な支援の考え方（社会モデル）に基づいています。

また、障害者手帳の有無にかかわらず、修学に困難を感じている学生は誰でも相談できます。困りごとが生じたとき、あるいは大学生活に不安を感じたときに、早めに相談につながることで、より適切な支援を受けることができます。

本マニュアルが、学生にとっては「必要な支援に安心してつながるための道しるべ」となり、教職員にとっては「支援を理解し、共にサポートするための手引き」となることを願っています。大学での学びが、より豊かで実りあるものとなるよう、みなさまの理解とご協力をお願いいたします。

障害のある学生対応委員会
委員長 鶴田 泰人

2. 基本方針

本学では、以下の基本方針に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含みます。）およびその他の心身の機能に関する障害（以下「障害」という。）のある学生（以下「障害のある学生」という。）が、障害を理由として不当な扱いや差別を受けることのないよう配慮し、必要な支援を丁寧に進めてまいります。

本学は、本学に在籍する障害のある学生が、障害のない学生と分け隔てられることなく、互いの信頼と尊重を大切にしながら、有意義で安心できる学生生活を送ることができるよう支援を行います。

3. 障害に関する基本的な考え方

（1）障害者差別解消法とは

障害者差別解消法は、障害がある人が、障害を理由に不公平な扱いを受けないようにするための法律です。

大学もこの法律の対象となるため、学生および教職員のすべてが正しく理解することが重要です。

この法律では、「不当な差別的取り扱いの禁止」「合理的配慮の提供」の2つが示されています。

（2）障害のある学生とは

障害のある学生とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害や高次脳機能障害のある人も含む）、その他心身の機能の障害（難病等に起因する障害も含む）がある者であって、障害や社会的障壁によって、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいいます。

※ 障害者手帳を持っている人に限るものではありません。

(3) 合理的配慮とは

合理的配慮とは、障害や社会的障壁のある学生が、教育を受ける権利を執行するために、大学生活を送る上で生じる障壁に対し個別に実施される調整・変更のことです。

一方で、大学に大きな負担を課さない範囲の配慮を指します。配慮の決定には、学生と大学の双方の合意に向けた話し合い（建設的対話）を行います。

例えば、運動機能に障害があって車椅子を使っている学生がいたとします。受講したい授業の教室が階段を使わないと行けない場所にあったとすると、階段が「社会的障壁」となり、授業への参加が制限されます。この授業で使う教室を車椅子でアクセス可能な教室に変更すれば、社会的障壁が除去されたことになります。この場面での教室変更が、合理的配慮に当たります。

「合理的配慮バンドブック」（日本学生支援機構 2018）より引用

◎ 合理的配慮の7つの要素

1. 個々のニーズ

障害学生のニーズは個人ごと、場面ごとに異なります。

2. 社会的障壁の除去（の実施）

合理的配慮は、社会的障壁の除去を実施するものです。

3. 非過重な負担

合理的配慮は、過重な負担を伴わないもの（非過重な負担のもの）を意味します。

4. 意向の尊重

合理的配慮は、障害学生の意向を尊重したものです。

5. 本来業務付随

合理的配慮は、大学の本来の業務に付随したものです。

6. 機会平等

合理的配慮は、学生間の機会平等を実現するものです。

7. 本質変更不可

合理的配慮は、教育の本質を変更するものではありません。

4. 障害のある学生への支援体制

(1) 支援体制について

本学では、障害のある学生が他の学生と同じように教育を受け、充実した大学生活を送ることができるように、学内で提供可能なサポートを学生と一緒に考えていきます。具体的には、建設的な対話により社会的障壁を取り除くための合理的配慮を行います。また、必要な支援に向けて、各学部・研究科の教員、入試広報室、教務課、学生課、就職課、障害学生支援室、保健管理センター、学生相談室、学修支援相談室等が連携して必要なサポートを実施します。

(2) 障害学生支援室

障害学生支援室では、学生相談支援員が、障害に関することや修学上での困りごと等について聞き取りを行い、授業・試験における合理的配慮や、大学生活に関する支援について、教員や関係部署と連携しながら調整を行います。学生からの相談、また、関係する保護者や教職員からの相談も受け付けています。

① 申請・相談窓口

- * 障害学生支援室 1号館2階 教務課隣 電話番号：084-936-2112（内線：2271）
時間：9時～13時、14時～16時（月曜日～金曜日）
E-Mail：shien@fukuyama-u.ac.jp

② 障害学生支援室での主な役割

- 障害のある学生への修学に関する支援
（個別相談、関係部署との連携、教職員相談、保護者相談）
- 障害のある学生の合理的配慮の申請に関する支援
（例：座席の配慮、試験時間の延長、別室受験等）
- 障害学生支援に関する啓発活動
（教職員・学生）

③ 具体的な支援内容

合理的配慮は、学生のニーズや社会的障壁に合わせて話し合いにより決定していきます。

<授業における配慮の例>

- 講義室内での座席位置の配慮
- 板書等の撮影、講義中に録音の許可
- 補助器具（PC、タブレット、補聴器等）の使用許可
- 講義中の入退室の許可
- 講義欠席時、授業で配付した資料の後日配付

<定期試験における配慮の例>

- 試験時間延長
- 別室受験
- 定期試験中の入退室の許可

※ 希望する配慮のすべてに対応できるとは限りませんので、ご相談ください。

5. 支援の流れ

(1) 入学前・受験時・入学手続き後

受験生や保護者、高校の先生方等を対象に、随時相談を受け付けています。

受験上の配慮に関する事前相談は、以下の担当部署までご連絡ください。

入試合格発表後の修学支援に関する相談は、障害学生支援室【電話番号：084-936-2112（内線：2271）】までご連絡ください。

① 入学前・受験時の事前相談窓口

学部/大学院	入学者選抜	相談窓口（担当部署）
学 部	総合型選抜 指定校推薦型選抜 公募推薦型選抜 一般選抜	入試広報室 ※1
	編入・転入学	各学部事務室 ※2
	外国人留学生選抜	各学部事務室 ※2
大学院	大学院選抜	各学部事務室 ※2

※1 入試広報室 27号館（大学会館）1階 電話番号：084-936-0521

※2 各学部事務室

＊経済学部・人間文化学部事務室 1号館3階 電話番号：084-936-1673

＊工学部・生命工学部事務室 2・3・4号館1階 電話番号：084-936-1674

＊薬学部事務室 未来創造館3階 電話番号：084-936-1675

② 入学者選抜における受験上の配慮

事前相談により申し出のあった内容は、関係部署等で検討し対応等を決定します。受験生には担当部署より通知します。

※ 希望する配慮のすべてに対応できるとは限りませんので、ご相談ください。

③ 事前相談から入学手続き後まで

Step 1 受験生より各相談窓口へ事前相談

* 各相談窓口（担当部署）へ申請書類（希望配慮内容を記入した書類・医師の診断書等）を提出



Step 2 書類等の受理・対応等の検討

* 各相談窓口（担当部署）で申請書類を受理後、関係部署等で対応等を検討



Step 3 受験上の対応等の決定

* 各相談窓口（担当部署）から志願者へ通知、配慮した対応等の実施



Step 4 合格後、本人の希望により修学支援に関する相談・配慮申請

* 障害学生支援室へ申請書類（「障害のある学生の修学支援等希望調査票（様式1）」・「根拠資料（医師の診断書等）」）を提出

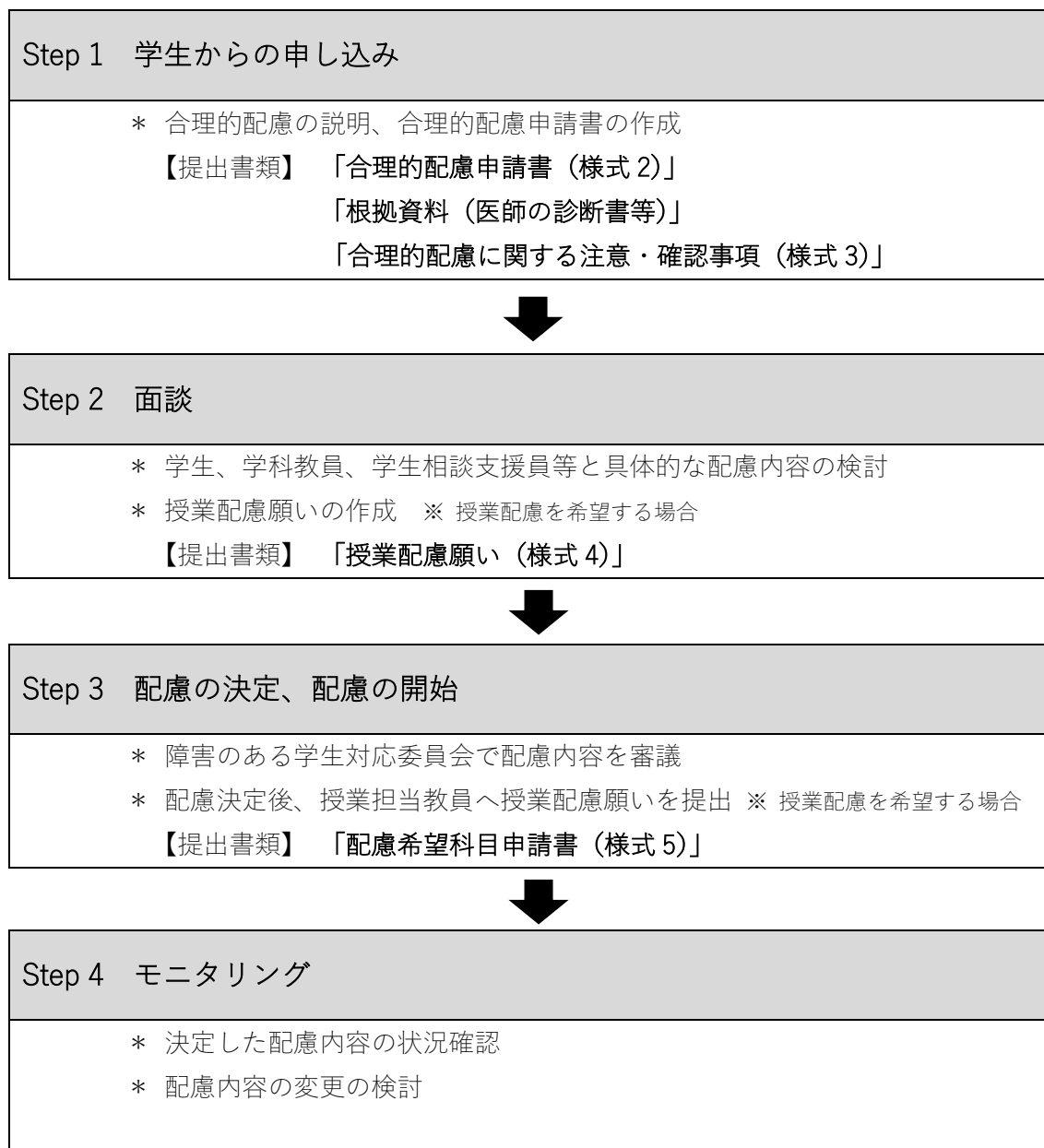
(2) 修学支援

学生本人が障害学生支援室に相談・申し入れをすることにより手続きが開始されます。

本人では以下のプロセスを経て合理的配慮が実施されます。

なお、配慮申請には、原則、根拠資料（医師の診断書等）の提出をお願いしています。

① 合理的配慮を受けるまでのプロセス



【 継続の場合 】 Step 2 → Step 3 → Step 4

② 合理的配慮の申請時期

合理的配慮に関する相談や申請は、いつでも申請することができます。継続して授業配慮を希望する場合は、半期ごと（前期・後期）に配慮願いの手続きを行ってください。

「学年、学期によって履修科目が異なる」、「障害・症状の変化による配慮内容の見直し」等が考えられるため、半期ごとに更新を行います。「根拠資料（医師の診断書 等）」は必要に応じて提出を求めることがあります。

継続の手続きは、各授業の初期より配慮を得られるようにするため、前期は2月末、後期は8月末を目安に終えるようにしてください。

※ 委員会において配慮が決まるまでは、配慮の提供はできません。また、決定前にさかのぼって配慮を提供することもできません。

③ 授業配慮に関する注意事項

授業配慮を希望される場合、各授業で学修の到達目標や授業内容等が異なるため、すべての授業で希望する配慮を提供できるとは限りません。配慮内容の修正、変更が必要な場合は、障害学生支援室までお問い合わせください。

※ 配慮手続きに関することで障害学生支援室から連絡（メール、電話）をすることがあります。

（3）進路・就職支援

本学では、障害学生が希望の進路を実現できるように、就職支援の体制も整えています。就職課では、全学生を対象とした就職ガイダンスや進路相談を行うとともに、障害のある学生のための求人情報の提供や、就労にかかる相談も受け付けています。また、障害者用求人だけでなく、大学で受理したすべての求人に応募が可能であり、さらに応募時に障害の有無を企業へ開示するのは個人の意向を尊重していますので、まずは気軽にご相談ください。必要に応じて、障害学生支援室や学生相談室等とも連携を行います。

① 進路・就職に関する相談窓口

- * 就職課 1号館2階 電話番号：084-936-1333
- * 就職相談予約はネットからでも受け付けています。

<https://airrsv.net/fukuyama-u/calendar/>

<就職支援内容の例>

- 就職相談
- 就職・求人情報の収集・提供
- 就職ガイダンス
- 履歴書の書き方指導
- 個人面接・集団面接・グループディスカッション指導

② 地域の主な就労相談窓口

- 東部地域障害者就業・生活支援センター（福山事務所）
住所：福山市三吉町南 2-11-22 福山すこやかセンター2F
電話：084-926-3805
- ハローワーク福山（福山公共職業安定所）
住所：福山市東桜町 3-12
電話：084-923-8609

（4）学生生活全般に係る支援

本学では、障害のある学生が安心して充実した大学生活を送れるよう、学修面だけでなく、大学生活全般にわたる支援を行っています。すべての学生が過ごしやすい環境づくりに努めています。

① 健康に関する相談窓口

保健管理センター（保健室）では、学生課と連携して健康面での相談・支援を行っています。常に看護師が在中しており、ケガや体調の悪い方への健康相談や応急処置等を行っています。休養用のベッドも完備していますので、体調が悪い場合等ご利用ください。

* 保健管理センター（保健室）1号館2階 電話番号：084-936-2111（内線：2224）

② 心の健康に関する相談窓口

本学では、学生生活の中で生じる不安や悩みごとについて、学生相談室のカウンセラーに気軽に相談することができます。専門のスタッフが、個々の状況に寄り添いながら、安心して大学生活を送れるようサポートしています。

* 学生相談室 27号館（大学会館）1階 電話番号：084-936-2112（内線：6312）

<相談・カウンセリング内容の例>

- 学生生活の悩み事、困り事相談
 - * 学業、進路、友人関係、恋愛、将来、家庭、生活、身体等
- 心の健康や不調に関する相談
 - * 不安感、ゆううつ、無気力、対人緊張、過食・拒食、不眠、心の傷等
- 自分というものや生き方への疑問、悩み
 - * 自己探求、性格、生き方、生きがい等

<申し込み方法>

相談予約アドレスに、以下の内容を記載して、送信してください。追って返信いたします。なお、返信には少し時間を要することがあります。

Step 1 相談申し込み者の氏名

Step 2 学科・学年

Step 3 希望の日時を2つ（例：〇月〇日、14時より）

※ 相談予約専用アドレス：soudan@fukuyama-u.ac.jp

※ 詳細は、ホームページ [「学生相談室」](#) をご確認ください。

③ 不当な差別的取扱い等に関する相談

本学では、不当な差別的な取り扱いを受けていると感じた場合、また合理的配慮を含む支援の内容やその決定過程に対して不服がある場合は、キャンパスハラスメント相談員に相談することができます。

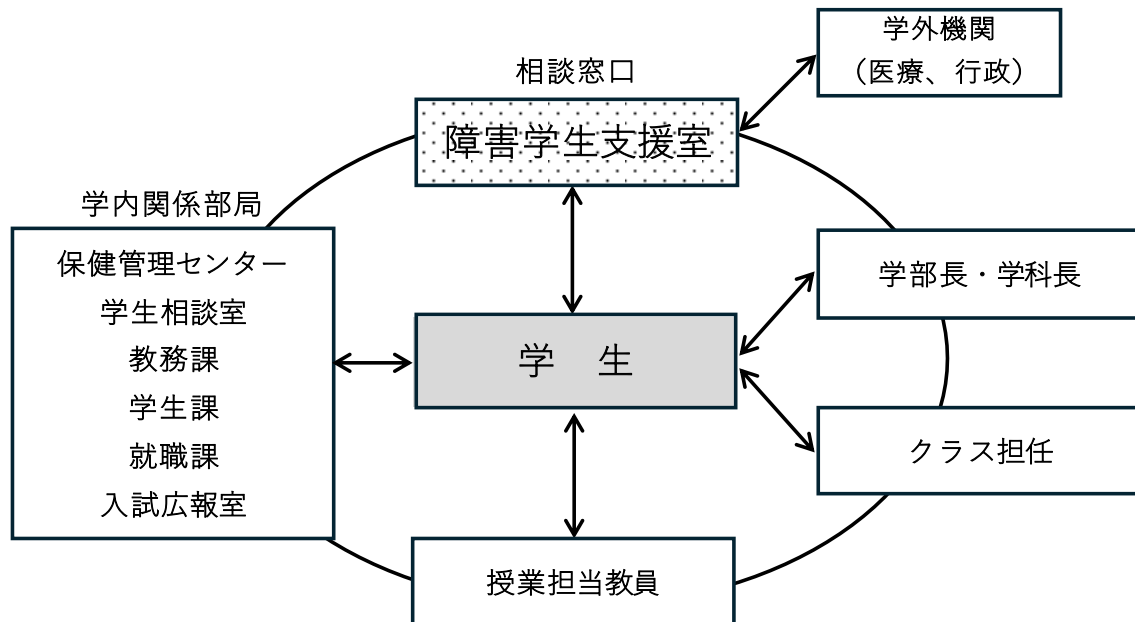
相談は秘密を厳守し、相談者の立場に配慮しながら問題解決に向けたサポートを行います。

* キャンパスハラスメント相談員 [キャンパスハラスメント相談員名簿](#)



④ その他の相談

本学では、学内の関係部局が連携して支援を行います。



6. 災害時の対応について

授業中に災害が発生した場合、原則として授業担当教員が避難誘導者となります。

災害時は、障害のある学生も安全に避難できることが大切です。

下記の対応例を参照のうえ、対応に関する質問等がある場合は、障害学生支援室へご相談ください。

<避難時対応の例>

- 視覚障害の方
 - * 必ず声をかけてから支援を始める
 - * 避難場所では、配置や動線を言葉で案内する
- 聴覚障害の方
 - * 避難方向や危険箇所は、短い言葉で書いて示す
 - * 大きな動作で避難を促す
- 肢体不自由の方
 - * エレベーターが使えない場合があるため、事前に避難経路を確認しておく
 - * 介助が必要な場合は、本人にどう支援してほしいか確認してから行う
- 病弱・虚弱の方（持病・体力低下・医療的ケアが必要等）
 - * 周囲の人は、体調の変化に注意しながら無理のないペースで支援
 - * 医療的ケアが必要な場合は、支援室や医療スタッフに早めに連絡する
- 発達障害・精神障害のある方
 - * 大きな音や混乱で不安が高まりやすいため、落ち着いた声で短く指示を伝える
 - * 避難所では、静かなスペースや刺激の少ない環境を確保する

4



7. 施設・設備に関する配慮

本学では、すべての方が安心して学内施設をご利用いただけるよう、一部施設に障害者用の設備を整備しています。主な設備には、スロープ、点字ブロック、多目的トイレ、エレベーター、障害者用駐車場等があります。

号 館	施 設 ・ 設 備
1 号館	スロープ、点字ブロック、多目的トイレ、エレベーター
2・3・4 号館	スロープ、点字ブロック、多目的トイレ、エレベーター、障害者用駐車場
7 号館	多目的トイレ
8 号館	スロープ、多目的トイレ、エレベーター
10・11・12 号館	多目的トイレ、エレベーター、障害者用駐車場
14-1 号館	スロープ、多目的トイレ
15 号館	スロープ、多目的トイレ、エレベーター
18 号館	スロープ、エレベーター
19 号館	スロープ、多目的トイレ、エレベーター
23 号館	スロープ、多目的トイレ
24 号館	エレベーター
27 号館	スロープ、多目的トイレ、エレベーター
28 号館	スロープ
29 号館	スロープ
31 号館	スロープ、多目的トイレ
33 号館	スロープ、点字ブロック
34 号館	スロープ、点字ブロック、多目的トイレ、エレベーター



設備

点字ブロック 多目的トイレ スロープ エレベーター 障害者用駐車場



8. 障害のある学生支援 Q&A

1. 相談・手続きについて

Q1. 障害に関する相談はどこにすればよいですか

A. 障害学生支援室の窓口（1号館2階）で受け付けています。相談内容によって学内の関係部署と連携して対応いたします。

Q2. 障害のあることを大学に必ず申告する必要はありますか

A. 支援や合理的配慮を希望する場合は、申告が必要です。申告しない場合、大学側で配慮を行うことが難しくなります。

Q3. 配慮申請した内容は、必ず何かしらの支援をしてもらえますか

A. 大学の予算や人的資源等の関係から希望に添えない場合もありますが、配慮希望者と建設的対話を重ねながら共に可能な限り解決策を検討するように努めます。

Q4. 申請にはどのような書類が必要ですか

A. 医師の診断書、支援機関の意見書等が必要な場合があります。詳しくは障害学生支援室の窓口へご相談ください。

2. 授業等について

Q5. 合理的配慮はいつまでに申請すればよいですか

A. 原則として学期開始前の申請を推奨しますが、状況に応じて随時相談可能です。申請から配慮の決定までには時間を要することがあります。配慮決定前に遡っての配慮は認められません。

Q6. 授業担当教員にはどのように配慮内容が伝わりますか

A. 配慮決定後は、原則、各自で授業担当教員へ「授業配慮願い」を提出していただきます。自身での提出が困難な場合は、速やかに障害学生支援室へご相談ください。

9. 合理的配慮申請に関する書類

(様式 1)

※学生番号：

(大学が記入いたします)

障害のある学生の修学支援等希望調査票

年 月 日

福山大学長 殿

私は、修学等における特別な支援を希望します。

障害の状況や希望する支援の詳細については、後日、面談時にお知らせします。

学部・学科、研究科・専攻：

学生氏名：

印

【障害名】

障害者手帳の有無（該当するものに○をつけてください）

1. 無 2. 有（ア. 身体 級, イ. 精神 級）

【障害の状況】※ 障害者手帳（写）または主治医診断書等（障害の程度及び必要支援内容が記入されているもの）があれば添付してください。

【希望する修学支援等の内容】

大学からのお知らせ

- ・本調査票は、障害のある学生で修学支援等を希望する方のみ提出してください。
- ・本調査票の内容は、希望する修学支援等に関する以外には利用しません。
- ・本調査票に記入の要望内容には必ずしもすべて対応できるとは限りませんので、ご相談ください。

■連絡先（ご連絡させていただく場合がありますので必ずご記入ください）

自宅電話番号	()	—
携帯電話番号	—	— (保証人 ・ 本人)
	—	— (保証人 ・ 本人)

(様式2:表)

福山大学長 殿

合理的配慮申請書

該当箇所に入力（記入）、または「 ☐ 」をしてください。				申請日（西暦）		年 月 日	
（ふりがな）			学生番号				
氏 名							
学部/研究科		学科/専攻科		年 次		新 年次	
連 絡 先		携帯番号					
		ゼミ/ホムE-mail					
緊急連絡先 （保証人等）		氏 名		携帯番号		本人との 関係	
障害の種別		☐ 視覚障害 例：盲、弱視		☐ 肢体不自由 例：上肢機能障害、下肢機能障害、上下肢機能障害等			
		☐ 聴覚・言語障害 例：難聴、言語障害		☐ 病弱・虚弱 例：内部障害、慢性疾患等			
		☐ 神経発達症（発達障害） 例：限局性学習症(LD)、注意欠如・多動症(ADHD)、自閉スペクトラム症(ASD)、アスペルガー症候群、高機能自閉症等		☐ 精神障害 例：統合失調症、気分障害（双極性障害、抑うつ）、神経症性障害、摂食障害、睡眠障害等			
		☐ その他（ ）					
診 断 名							
添付書類 ※写しを添付		☐ 医師からの意見書および診断書		☐ 障害者手帳			
		☐ その他資料 例：検査結果、過去（高校時）の支援計画書、受験時の配慮等					

個人情報の第三者提供に関する同意について			
障害学生支援室では、お預かりしたあなたの申請情報（診断名等）について、修学支援を円滑に行うため必要に応じて所属学部・学科等教員、授業担当教員、事務職員等の学内関係者と共有を行います。 <u>共有に同意できる範囲にチェックをしてください。</u>下記以外への情報共有については、障害学生支援室が申請者本人とその都度確認したうえで決定します。 個人情報は、配慮提供以外の目的に一切使用しないことを申し添えます。			
情報共有を行ってよい学内関係者等	☐	指導（担任）教員	☐ 学科・専攻科の教員
	☐	授業担当教員	☐ 保証人
	☐	配慮に関係する職員	☐ その他（ ）
★私（申請者）は、この申請を行うに当たり、上記の範囲において関係者と個人情報を共有することに同意します。			本人署名欄：

(様式 2：裏)

修学上や大学生活で困っていること (困ると予想されること)				
希望する配慮	☐	講義における配慮 例：口頭だけでなく文書（板書）で説明する 耳栓、イヤーマフの使用を許可する など	☐	教室内の座席配慮 例：座席は最前列にする 座席は出入口付近にする など
	☐	録音・撮影の許可 例：板書の写真撮影を許可する 講義の録音を許可する など	☐	発表・グループワークへの配慮 例：グループワークの班分けを考慮する
	☐	授業資料等の配付・配信 例：授業資料をセレッソ等で公開する 授業資料の後日受け取りを認める など	☐	講義中、定期試験中の一時退出の許可 例：短時間の途中退席を認める など
	☐	文書・メールによる伝達 例：提出物や課題はセレッソ等で知らせる など	☐	課題提出期限の延長 例：課題の締め切りを延長することを認める など
	☐	試験、解答方法の配慮 例：試験の用紙サイズを変更する 試験時間を延長する など	☐	別室受験 例：定期試験を別室で受験する など
	☐	保健室・休養室の確保 例：体調不良の際、保健室等での休憩を認める など		
	☐	その他 上記以外で希望する配慮を具体的にご記入ください。		

※ 記入した「希望する配慮」を基に、具体的な配慮内容について面談を通して検討いたします。
 ※ 授業の形態や目標により、記載された「希望する配慮」すべてを実施することができない場合もあります。

(様式 3)

合理的配慮に関する注意・確認事項

申請対象	☐	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害や高次脳機能障害のある人も含む）、その他の心身の機能に障害（難病等に起因する障害も含む）があって、障害や社会的障壁によって継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている学生が対象です。
合理的配慮・授業配慮について	☐	合理的配慮は、優遇措置ではありません。本学における社会的障壁に対し他の学生との機会の平等を保障するために提供されるものです。安易に課題や試験、出席等を免除したり、成績評価の基準そのものを変えたりするものではありません。
	☐	科目ごとに本質や到達目標、内容、授業方法・形態・成績評価の方法等が異なるため、必ずしも全ての科目で希望する配慮が提供できるとは限りません。
	☐	希望された配慮が本学にとって財政面や体制面で過度の負担を伴う場合、希望通りの支援が提供できないこともあります。その場合は、建設的対話（本人の意思を尊重しながら目的に応じた代替手段が見つけれられるように話し合う）と合意形成に努めます。
	☐	授業配慮は、学生の申し込み、面談、委員会での審議（決定）、配慮願いを学生本人が授業担当者に手渡し、配慮希望科目申請書へ担当教員が受領のサインをするというプロセスでおこないます。 配慮希望科目申請書は、2週間以内に障害学生支援室に提出をしてください。
	☐	配慮願いに記載のない配慮内容を提供することはできません。配慮願いの内容に追加・修正の希望がある場合は、障害学生支援室に相談してください。
申請時期	☐	合理的配慮申請は毎学期（前期・後期）ごとに、学期前の指定された提出期間に行ってください。提出期間を過ぎての申請や履修登録ができていない場合は、授業開始当初から配慮の提供ができません。
連絡	☐	合理的配慮申請に係る内容等で申請者に連絡する際は、E-mailまたは電話で連絡いたします。 <u>連絡は必ず取れるようにしておいてください。</u> ※申請後、連絡が取れない場合、合理的配慮の提供ができないときがあります。
確認	☐	上記、すべての項目について了承しました。

提出日： 20 年 月 日

学 部/研究科：

学 科/専攻科：

学生番号：

氏 名：

(様式 4)

取扱注意

授業担当教員 様

学部/研究科	学科/専攻科
学生番号	氏 名
	学部長
	学科長
	担 任

授 業 配 慮 願 い

下記の内容をご確認のうえ、ご配慮賜りますようお願いいたします。

(ふりがな)			学生番号		
氏 名					
学部/研究科			学科/専攻科	年 次	年次
連 絡 先	携帯電話	セ"ルコ" E-mail			
障害の種別	☐	視覚障害 例：盲、弱視	☐	肢体不自由 例：上肢機能障害、下肢機能障害、上下肢機能障害等	
	☐	聴覚・言語障害 例：難聴、言語障害	☐	病弱・虚弱 例：内部障害、慢性疾患等	
	☐	神経発達症（発達障害） 例：限局性学習症(LD)、注意欠如・多動症(ADHD)、自閉スペクトラム症(ASD)、アスペルガー症候群、高機能自閉症等	☐	精神障害 例：統合失調症、気分障害（双極性障害、抑うつ）、神経症性障害、摂食障害、睡眠障害等	
	☐	その他（ ）			
診 断 名					
通院	☐ 有	☐ 無	服薬	☐ 有	☐ 無

修学状況	総取得単位※	単位	GPA※	※ 年 月 日現在	
	修学意欲	☐ 高い ☐ 普通 ☐ やや低い			
	欠席状況	☐ 多い ☐ ときどき ☐ 少ない ☐ ほとんどしない			
修学上の困難等 ◎：よくある ○：ときどき △：少ない					
学生の対処・工夫 周囲のサポート					
配 慮 内 容					
	定期試験	☐ あり ☐ なし			

※ これらの情報が当該学生のプライバシーを侵すことのないよう、くれぐれもご留意くださいますようお願い致します。
※ 配慮内容について、ご質問がある場合や提供困難な配慮がある場合等は、障害学生支援室にお問い合わせください。
障害学生支援室（1号館2階） 電話番号：084-936-2112（内線：2271） E-mail：shien@fukuyama-u.ac.jp

(様式 5)

提出日 (西暦) 年 月 日

学部/研究科

学科/専攻科

学生番号

氏 名

配 慮 希 望 科 目 申 請 書

【 】 年度 ☐ 前期 ☐ 後期

曜 日	時 限	科 目 名	担当教員名	日 付	担当教員サイン
曜日	時限			/	
曜日	時限			/	
曜日	時限			/	
曜日	時限			/	
曜日	時限			/	
曜日	時限			/	
曜日	時限			/	
曜日	時限			/	
曜日	時限			/	
曜日	時限			/	
曜日	時限			/	
曜日	時限			/	
曜日	時限			/	
曜日	時限			/	
曜日	時限			/	
曜日	時限			/	
曜日	時限			/	
曜日	時限			/	

集中講義	科 目 名	担当教員名	日 付	担当教員サイン
集中講義			/	
集中講義			/	
集中講義			/	
集中講義			/	
集中講義			/	

10. 資料：規則・ガイドライン等

福山大学障害のある学生への対応に関する規則

平成 28 年 4 月 1 日制定 規則第 125 号

平成 28 年 6 月 15 日改正

平成 31 年 1 月 9 日改正

令和 5 年 12 月 6 日改正

令和 6 年 9 月 20 日改正

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）、文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成 27 年文部科学省告示第 180 号）及び福山大学（以下「本学」という。）障害のある学生の支援に関するガイドラインに基づき、全学が一体となった支援体制が構築され、障害のある学生に対する支援等（以下「支援等」という。）が適切かつ円滑に行われるよう、修学の各段階において、関係各部署並びに支援者が果たすべき役割について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において使用される用語の定義は、次に定めるところによる。

- 一 学生とは、学部学生、大学院生、研究生、特別研究生、専攻生、聴講生、特別聴講生、科目等履修生、委託生、外国人留学生及び本学に入学を希望する者をいう。
- 二 障害のある学生とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により社会生活又は学業において継続的に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。
- 三 社会的障壁とは、障害のある学生にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものであって、本学における教育研究活動を行う上で障壁となるようなものをいう。
- 四 不当な差別的取扱いとは、障害のある学生に対して、正当な理由なく、障害を理由として、本学における教育研究活動について、機会の提供を拒否すること、提供に当たり場所・時間帯等を制限すること、障害のない学生に対しては付さない条件を付すこと等により、障害のある学生の権利利益を侵害することをいう。
- 五 合理的配慮とは、本学における教育研究活動において、障害のある学生が、他の者

との平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

（適用範囲）

第3条 この規則は、本学教職員及び本学が受け入れた研究者（以下「教職員等」という。）に適用する。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第4条 教職員等は、その業務を行うに当たり、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（合理的配慮の提供）

第5条 教職員等は、その業務を行うに当たり、障害のある学生から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該学生の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮の提供に努めるものとする。

2 前項の過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、過重な負担に当たると判断した場合には、障害のある学生にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

一 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）

二 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

三 費用・負担の程度

四 本学の規模、財政・財務状況

（支援と啓発）

第6条 本学は、支援等の推進を図るために教職員等が認識すべき事項、具体的対応等について、支援例や対応プロセス等を定めるとともに、教職員等に周知徹底することにより、支援等に関する啓発を図るものとする。

第2章 支援推進体制

（障害のある学生対応委員会）

第7条 本学における支援等の推進に係る重要事項を審議するため、学長の下に障害のある学生対応委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第8条 委員会は、障害のある学生に係る次の事項について審議する。

一 障害のある学生支援計画の策定に関する事項

二 障害のある学生からの合理的配慮の申出に関する事項

三 支援等に関する問題の防止又は解決を図るための措置等に関する事項

四 障害のある学生への指導助言等具体的な支援に関する事項

- 五 関係部署・組織間の調整に関する事項
- 六 教職員等に対する啓発に関する事項
- 七 施設・設備の整備に関する事項
- 八 その他委員会が必要と認めた事項

(組 織)

第9条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 委員長
- 二 障害学生支援室長
- 三 教務委員長
- 四 学生委員長
- 五 就職委員長
- 六 入試委員長
- 七 保健管理センター長
- 八 保健管理センター心理カウンセラー
- 九 学部長
- 十 研究科長
- 十一 学科長
- 十二 事務部長又は事務長
- 十三 経理部長
- 十四 学務部長
- 十五 入試広報室長
- 十六 教務課長
- 十七 学生課長
- 十八 就職課長
- 十九 その他学長が必要と認めた者

- 2 委員会に委員長を置き、学長が指名する。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名し、委員長の職務を補佐する。
- 4 委員長に事故ある場合には、副委員長が職務を代行する。
- 5 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。
- 6 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(会 議)

第10条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3章 相談体制

(障害学生支援室)

第11条 障害のある学生からの相談に的確に応じるため、障害学生支援室を置く。

2 障害学生支援室について必要な事項は、別に定める。

(相談窓口)

第12条 障害のある学生からの相談窓口（以下「相談窓口」という。）は、別表1に定める。

2 相談窓口に寄せられた相談内容は、相談者のプライバシーに配慮しつつ、必要に応じて関係する教職員等の間で共有を図り、対応の検討および以後の相談等に活用する。

(支援等の手続き)

第13条 支援等の手続きについては、「障害のある学生修学支援マニュアル」の定めるところによる。

第4章 雑 則

(事 務)

第14条 委員会に関する事務は、学務部各課及び学部事務室の協力を得て障害学生支援室が行う。

(その他の事項)

第15条 この規則に定めるもののほか、支援等について必要な事項は、別に定める。

別表1

対 象	相談窓口
学部学生，大学院生，研究生，特別研究生，専攻生，聴講生，特別聴講生，科目等履修生，委託生，外国人留学生	障害学生支援室
本学に入学を希望する者	入試広報室

福山大学障害のある学生の支援に関するガイドライン

平成 27 年 12 月 9 日制定

平成 28 年 6 月 15 日改正

令和 6 年 9 月 20 日改正

福山大学（以下「本学」という。）では、以下の基本方針に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある学生（以下「障害のある学生」という。）が障害を理由として差別を受けることのないよう配慮し、必要な支援を行う。

本ガイドラインは、支援に関する基本的事項を定めるものである。

1. 基本方針

本学は、本学に在籍する障害のある学生が、障害のない学生と分け隔てられることなく、相互の信頼と尊重の上に、有意義な学生生活を送ることができるよう支援を行う。

2. 支援の目的

本学の障害のある学生に対する支援は、必要に応じて修学上の適切で合理的な配慮を行い、障害を理由として差別的扱いを受けることがないように具体的措置を講じるとともに、障害について理解を深めることができるような啓発活動に努めることを目的とする。

3. 支援体制

本学は、障害のある学生への支援を全学的に行うために、学長の下、障害のある学生対応委員会が、各学部・学科、入試広報室、教務課、学生課、就職課、保健管理センター（保健室・学生相談室）、障害学生支援室、学修支援相談室等の協力により、障害のある学生への相談対応、障害のある学生の修学・生活環境づくり（修学時の配慮要請、支援機器の整備及び学内施設改修提案を含む。）及び関係部局間や支援者間の連携支援が適切に行われるための調整を行う。

4. 個人情報の保護と守秘義務

支援者が支援をする上で知り得た障害のある学生の個人情報（障害や相談の内容を含む。）の管理を厳密に行い、第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意が得られたものについて行う。

ただし、障害のある学生への連携支援を行うために業務上必要と学長が判断した場合、守秘義務を十分に遵守しつつ支援者間での個人情報の共有をすることができる。

福山大学障害学生支援室規程

令和6年9月20日制定

（趣 旨）

第1条 この規程は、福山大学障害のある学生への対応に関する規則第13条第1項に基づき、福山大学障害学生支援室（以下「支援室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目 的）

第2条 支援室は、本学における障害のある学生に対する支援が円滑かつ適切に行われるよう関係部局間の連携を図るとともに、障害のある学生の相談窓口として、障害のある学生が平等かつ公平な修学環境を得られるよう支援の充実を図ることを目的とする。

（業 務）

第3条 支援室は、次に掲げる業務を行なう。

- 一 障害のある学生への情報提供及び相談対応に関すること（入試広報室の業務を除く。）
- 二 障害のある学生に係る支援等の申し出等の相談への対応に関すること
- 三 障害のある学生に係る教職員、関係部局及び学外機関等との連絡調整に関すること
- 四 その他障害学生支援に関すること

（支援室の職員）

第4条 支援室に、次に掲げる職員を置く。

- 一 室長
- 二 事務職員
- 三 学生相談支援員
- 四 その他、室長が必要と認めた教職員

2 室長は、本学専任教員の中から、学長が指名する。

（雑 則）

第5条 この規程に定めるもののほか、支援室の運営について必要な事項は、室長が別に定める。